

平成30年7月13日

保護者様

群馬県立尾瀬高等学校
校長 小林 由隆

夏季休業中のお願い

1学期も残すところわずかとなり、いよいよ7月21日（土）から8月26日（日）まで、37日間という長い夏季休業になります。

夏季休業は、生徒が心身の鍛錬や健康の保持増進を図るとともに、各自の進路に向け課題を見だし、学力の向上および望ましい人格の形成に取り組む貴重な期間です。しかし、学校生活から解放されることに加え、地域や家族での様々な行事があり、ふとした気の緩みから事件・事故が発生しやすくなっています。下記のことには注意をし、有意義な夏季休業を過ごせるようにご指導お願いします。特に、休業明けに生徒が不安定になる事例が増えています。その防止のためにも、規則正しい生活を送れるように配慮をお願いします。

1 日常生活の計画について

- (1) 各自の進路目標に向かい、計画的に学習し確かな学力を養えるよう、学習の時間を確保してください。また、学校内外での補習授業や夏期講習などに積極的に参加させてください。
- (2) 不得意な科目は、休みを利用して計画的に学習に取り組むことが大切です。学校から指定された補充授業には必ず出席させてください。
- (3) 部活動にも積極的に取り組ませましょう。特に、アルバイトにより部活動の取り組みがおろそかにならないように注意させてください。
- (4) 地域の行事に積極的に参加し、伝統の維持や自然に親しむ心の大切さを学ばせましょう。

2 事故防止について

- (1) 交通安全について
 - ① 国道120号線は通常よりも交通量が増えます。自転車利用も含めて、いつも以上に注意をはらわせてください。
 - ② 公共交通機関を利用する際は、マナーを守りましょう。
- (2) 利根沼田地区でも不審者による声かけ事案が発生しています。暗い場所や人通りの少ない場所を避けましょう。特に、女子は被害に遭わないよう、服装等にも注意させてください。
- (3) 夏季は海や川に出かけることも多いと思われます。特にこの時期に激増する水難事故等には十分に注意させてください。

3 携帯電話・スマートフォンにかかわる注意点について

- (1) 群馬県青少年健全育成条例の一部改正（施行：平成24年1月1日）により、青少年が携帯電話・スマートフォン等でインターネットを利用する場合には、フィルタリングを設定する必要があります。保護者が各携帯電話会社に電話で申し出るだけで、設定することができます。必ず設定してください（本校生徒はこの設定が低い状況にあります）。
- (2) 携帯電話やインターネットの利用によって、次のようなトラブルや犯罪に巻き込まれる可能性が増えています。ルールとマナーを厳守してください。
(携帯電話やインターネットの利用については保護者が利用状況を把握してください。)
 - ① 出会い系サイトなどを通して事件に巻き込まれる被害
 - ② TwitterやLINE等のSNSへ、他人を誹謗・中傷する書き込み
 - ③ 飲酒や喫煙など問題行動にかかわる書き込み
 - ④ 有料サイトに接続して、法外な登録料などを請求される被害
 - ⑤ 名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレス、個人写真などの個人情報の流布

4 届の提出について

- (1) 旅行（国内外）、他団体の主催する行事などに参加するときは、保護者の同意を得た上で、

必ず学校へ連絡させてください。

- (2) 夏季休業中にアルバイトをする場合は、下記のアルバイト規定に反しないことを確認し、学校に届けを提出してください。(すでに希望者を集め、指導をしています)

ーアルバイト規定ー

- ①雇用主との間に雇用契約書があること
- ②自宅から通える地域であること
- ③のべ20日を超えないこと
- ④深夜勤務や宿泊を要しない勤務であること
- ⑤労働条件・賃金・安全性が保証されていること
- ⑥健康上・風紀上、高校生のアルバイトとして不適當でないもの
- ⑦学業成績が不良でないこと

5 健康管理について

- (1) 夏季は、室内・室外を問わず熱中症の危険があります。こまめに水分補給するなどして、熱中症には十分気をつけさせてください。
- (2) 治療を要する疾病がある場合は、この休みを利用して治癒に努めてください。

6 各種運動の理解と協力について

夏季休業中は各地区で青少年健全育成運動、交通安全運動が繰り広げられ、学校警察連絡補導協議会・各地区補導委員会・各校職員などの街頭巡回補導が行われます。尾瀬高生としての自覚をもって、良識ある行動・言動に努めさせてください。

※以下は、生徒に特に守って欲しいことです。

7 非行・問題行動の防止について

- (1) 外出する場合は、高校生らしい服装を着用し、必ず身分証明書を携帯すること。また、行き先・用件・帰宅時間などを、事前に保護者に連絡すること。
- (2) 交友関係には十分注意し、良識ある行動をとること。友人宅への外泊は禁止です。また、夜間(22時～4時は群馬県青少年健全育成条例により補導対象)の外出は禁止です。
- (3) 反社会的グループ(暴走族・チーム等)への加入、集会参加、呼び出しに応じる等は、絶対にしないこと。
- (4) 高校生として許されない行為には、絶対に応じない強い意志を持つこと。飲酒・喫煙・薬物(危険ドラッグ含む)・万引き・不純異性交遊・暴力事件には絶対かかわらないこと。
- (5) 友人同士のカラオケボックスでの飲酒や喫煙の事例が多くなっています。保護者が同伴しないカラオケボックスへの出入りは禁止です。

8 その他

- (1) 休業中に頭髪の染色、脱色、パーマなど絶対にしないこと。
- (2) 眉毛を剃ったり、抜いたりしないこと。
- (3) ピアスの穴を開けないこと。
- (4) 登校には必ず制服を着用すること。また登校者は、日直の職員に用件を告げ、使用場所などの許可を得ること。
- (5) 夏季休業中の校舎利用時間は、午前8時30分から午後4時30分までです。
- (6) 次の期間は、学校閉鎖のため、学校の施設利用はできません。
8月13日(月)～8月15日(水)
- (7) 2学期始業式は8月27日(月)となっています。(服装・頭髪指導があります。)

※休業中に事件・事故にあったときは、必ず学校及び警察に連絡すること。

緊急連絡先 群馬県立尾瀬高等学校 ☎ 0278(56)2310
沼田警察署生活安全課 ☎ 0278(22)0110